

業務の運営に関する規程

事業所名 萬里春株式会社

第1 求職

- 1 当社は、取扱職種は全職種をまた、地域については国内全域に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票、FAX、メール、TELによりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
- 4 求職の有効期間は、求職の内容により次の通りとなります。
 - 1 日雇就業を希望される求職である場合は、当該求職を希望される就業予定日までの間まで有効であり、就業の有無に拘わらず、就業予定日を経過した求職は同条件であっても継続は致しません。
 - 2 契約期間のない労働者又は契約期間労働者での求職をされる場合は、3ヶ月間有効求職申し込みとして取り扱うこととします。
- 5 有効求職期間を経過して、再度求職申し込みを提出する場合は、業務内容、賃金、労働時間、その他の求職条件が過去に1度でも提出された求職条件と同条件の場合は、電話等口頭で当社にその旨を確認された場合は、上記2に拘わらず責任をもって当該求職申し込みを受理いたします。
- 6 取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル又はマネキンの場合の求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。
いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。
- 7 求人者が採用した人材が自己の意思により、又は就業規則違反等の人材の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、弊社は求人者から支払われた紹介手数料について、契

約で決定した割合で計算された金額を求人者に払い戻します。ただし、人材が専ら求人者の都合により退職することとなった場合には、紹介手数料の返戻は行いません。

- | | |
|---------------------|----------|
| ・ 1ヶ月未満の在籍で退職の場合 | 手数料の 80% |
| ・ 1ヶ月以上、3ヶ月未満で退職の場合 | 手数料の 50% |
| ・ 3ヶ月以上、6ヶ月未満で退職の場合 | 手数料の 10% |
| ・ 6ヶ月以上の在籍で退職した場合 | 返戻なし |

第2 求人

- 1 当社は、取扱職種は全職種をまた、地域については国内全域に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
また、常に、日雇的又は臨時的な求人の内容で求人条件が毎回同様である場合は、本所に求人事業所の登録をしておき、本規程を同意された旨の「同意書」を提出されることによって、求人申込みの手続きを省略致します。
- 4 求人の有効期限は、求人の内容により次の通りとなります。
 - 1 日雇求人である場合は、当該求人の就業予定日までの間まで有効であり、充足の有無に拘わらず、就業予定日を経過した求人は同条件であっても継続は致しません。
 - 2 契約期間労働者を求人される場合は、6ヶ月間有効求人申し込みとして取り扱うこととします。

- 5 有効求人期間を経過して、再度求人を提出する場合は、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件が過去に1度でも提出された求人条件と同条件の場合は、電話等口頭で当社にその旨を確認された場合は、上記3に拘わらず責任をもって当該求人を受理いたします。
- 6 求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第3 紹介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に やかに就くことができるよう極力お世話致します。
 - 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
 - 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
 - 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
 - 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
 - 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
 - 7 就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。
- なお、求人受付手数料並びに紹介手数料につきましては、分割払いでもお受けいたしますので、その際はお申し出下さい。

第4 その他

- 1 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。
- 3 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切致しません。
- 5 当社の取扱職種の範囲等は、全職種の求人及び求職申し込みをお受け付けし、国内の何れの地域においてもご紹介いたします。
- 6 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべての職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は当社スタッフにお気軽に、お声を掛けていただき、詳しくおたずねください。

事業所名 萬里春株式会社

手数料表

当社が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

- 1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人者から：求人の受付別紙「届出制手数料」に定める金額
求職者から：求職の受付 1 件につき
7 1 0 円（消費税相当分を含む）

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が 1 箇月に 3 件を超える場合には、3 件分を超えては申し受けません。

2 紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、別紙「届出制手数料表」に定める額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

事業所名 萬里春株式会社 手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	275,000 円 手数料負担者は、求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 33% 手数料負担者は、求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において 当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 33% 手数料負担者は、求人者 とします。

特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 165,000 円活動一日当たり 66,000 円成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 49.5%手数料負担者は、求人者 とします。
就職を容易にするための求職者の対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 33% 手数料負担者は、関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれています。

【許可番号】

【事業所の名称／所在地】 萬里春株式会社 古河市仁連